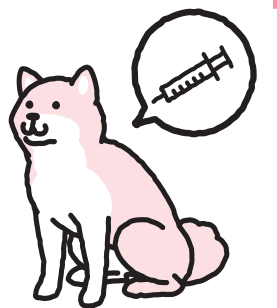


集合狂犬病予防注射を実施します！

犬の登録は生涯に一度狂犬病予防注射は毎年1回

生活環境エコタウン課 ☎581・2121 内線221・222



生後3カ月以上の犬の飼い主には、登録生涯有効と年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。次の日程で、犬の登録と狂犬病予防注射が同時にできる「集合狂犬病予防注射」を実施します。

未登録の犬

生活環境エコタウン課、または町公式ホームページで「犬の登録申請書」「狂犬病予防注射済票交付申請書」を取得し、必要事項を記入のうえ、会場もしくは動物病院へ提出してください。

登録済みの犬

4月上旬にはがき（通知）を送付します。通知裏面の問診票に必要事項を記入のうえ、会場もしくは動物病院へ提出してください。

※4月1日から6月30日の期間は、動物病院でも予防注射が受けられます。動物病院で注射を受けた場合は、注射済の証明書（原本）を発行してもらい生活環境エコタウン課で注射済票の交付を受けてください。

■集合狂犬病予防注射日程

月日(曜日)	時間	会場
4月 8日(火)	9:30~10:30	桜沢コミュニティセンター
	11:10~12:30	JAふかや用土プラザ
4月 9日(水)	9:30~11:30	JAふかや男衾プラザ
	12:00~13:00	鉢形財産区会館
4月10日(木)	9:30~10:50	寄居運動公園駐車場
	11:20~11:30	生涯学舎「やまたびあ風布」前
	12:00~13:00	総合体育館・アタゴ記念館

※かみつき事故防止のため、犬が暴れてもしっかりコントロールできる方がお連れください。

■手数料

内容	登録済の犬	未登録の犬
登録手数料	—	3,000円
注射済票交付手数料	550円	550円
集合狂犬病予防注射料	2,950円	2,950円
合計	3,500円	6,500円

犬の飼育についてのお願い

▼適正な飼育にご協力ください

犬の放し飼いによる、かみつき事故や交通事故等が発生しています。飼い主の方は次のことを守って正しく飼いましゅう。

○犬はつないで飼うこと（放し飼い禁止）

○犬のふん尿の片付けは飼い主がきちんと行うこと

○散歩のときはリードを付けること

○犬の首輪に鑑札・注射済票等、迷子札を付けておくこと

▼飼い犬が迷子になったら

飼い犬が迷子になったら、すぐに熊谷保健所 ☎523・2811、寄居警察署 ☎581・0110へ連絡してください。

▼迷い犬を保護したら

熊谷保健所に連絡し、保護したときの状況や犬の状態についてお知らせください。

口座振替領収済通知書の発行を廃止します

町税等を口座振替で納付された方へ「口座振替領収済通知書」を送付していましたが、令和7年度（令和6年度口座振替納付分）から発行を廃止します。口座振替の結果は、預貯金通帳への記帳等によりご確認ください。なお、車検用納税証明書として使用できる軽自動車税（種別割）の「口座振替済通知書」の発行も廃止します。

※車検用納税証明書は申請により無料で発行できます。必要な方は税務課へお越しください。

▼対象の町税等

税務課

町民税・県民税・森林環境税（普通徴収）
固定資産税・都市計画税
軽自動車税（種別割）
国民健康保険税

子育て支援課

保育料・保育所給食費

町民課

後期高齢者医療保険料
国共通 ☎581・2121
税務課 ☎内線151・152
子育て支援課 ☎内線201
町民課 ☎内線111・112

旅券（パスポート）発給手数料および発行までの日数が変わります

国の制度改正により令和7年3月24日（月）申請分から、発給手数料と発行までの日数に変更になります。

■発給手数料の改定

申請の種類 （新規・切替発給）	県手数料		国手数料との合計額	
	現行	変更後	10年	5年
書面申請	2,000円	2,300円	16,300円	11,300円
オンライン申請（※1）	2,000円	1,900円	15,900円	10,900円

（※1）町では3月24日（月）からオンライン申請の受け付けを開始します。

■発行までの日数の変更

申請窓口	現行	変更後
県の旅券窓口	6日間	9日間
町の旅券窓口	6日間	11日間

※日数は土・日曜日、休日、年末年始を除いて数えます。また、審査状況等により日数に変更になる場合があります。

重度心身障害者福祉タクシー利用料助成制度

町では、心身に障害のある方がタクシー（県と福祉タクシー協定を締結している事業者のタクシー）を利用した場合、その料金の一部を助成しています。この制度を利用するには、事前に登録が必要です。

▼対象／町内に住所を有する身体障害者手帳1～3級または療育手帳A・Aを所有している方

▼登録方法／身体障害者手帳または療育手帳、印鑑をお持ちいただき、福祉課で手続きしてください。

※既に登録されている方には、3月25日（火）から新しい利用券を交付します。身体障害者手帳または療育手帳、印鑑、古い利用券の残りをもちのうえ福祉課へお越しください（随時受付）。

町福祉課

☎581・2121 内線125



高齢者福祉タクシー利用料助成制度

町では、高齢者の方がタクシー（町と協定を締結している事業者）を利用した場合、初乗り料金を助成しています。この制度を利用するには事前に登録が必要です。

▼対象／町内に住所を有する在宅の高齢者で、町民税非課税世帯のうち次の

①②③のいずれかに該当する方

①75歳以上のひとり暮らしで「介護保険法」の要介護または要支援に認定されている方

②75歳以上の高齢者のみの世帯で「介護保険法」の要介護または要支援に認定されている方

③65歳以上で自動車運転免許証を自主返納した方

▼登録方法／介護保険被保険者証をお持ちいただき、福祉課で手続きしてください（③の方は、運転免許証の取消通知書をお持ちください）。

※既に登録されている方には、3月下旬に交付申請についての案内を送付します。内容をご確認のうえ申請書を福祉課へ提出してください。

町福祉課

☎581・2121 内線123・124